

第 2 期
東串良町
子ども・子育て支援事業計画
《令和 2 年度～令和 6 年度》

令和 2 年 3 月
鹿児島県 東串良町

はじめに

わが国においては、少子高齢化や核家族化の急激な進行により、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子育て家庭における孤立感や負担感の増加、都市部を中心とした保育所等における待機児童の問題等は大きな社会問題となっています。

このような状況の中、国は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村に対して、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けるとともに、平成27年4月に開始した「子ども・子育て支援新制度」のもとで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいます。

本町においては、これらの社会動向を踏まえ、平成27年3月に「人とのかかわりを楽しみながら、地域みんなで子育て」を基本理念とする「東串良町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、親と子が健やかに暮らすことができる社会の実現に向け、施策の推進を図ってきました。

「東串良町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度に満了を迎えることから、本町の子ども・子育てに関する施策を継続して推進するためのものとして、「第2期東串良町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

「人とのかかわりを楽しみながら、地域みんなで子育て」という基本理念を継承した本計画に基づき、関係機関・関係団体をはじめ、町民の皆様のご理解・ご協力のもと、親と子が健やかに暮らすことができる社会の実現を引き続き目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり実施致しましたアンケート調査にご協力いただきました就学前児童及び小学校児童の保護者の皆様に感謝を申し上げますとともに、親と子が健やかに暮らすことができる社会の実現に向けて、関係機関・関係団体をはじめ、町民の皆様の一層のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げ、計画策定にあたっての挨拶とさせていただきます。

令和2年3月

東串良町長 宮原 順

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の性格・位置づけ	4
3	計画期間	5
4	計画の策定体制	5

第2章 東串良町の子育ての現状

1	統計データからみた東串良町の現状	9
2	子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果	17

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念・基本目標	27
---	-----------	----

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1	提供区域の設定	31
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	31
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	34
4	幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	41
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	41
6	その他の事項	42

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	55
2	進捗状況の管理	55

第6章 資料編

1	東串良町子ども・子育て会議設置要綱	59
2	東串良町子ども・子育て会議委員名簿	61
3	用語集	62

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国においては、少子高齢化や核家族化が急速に進行し、子ども及び子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

核家族化や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに対する支援や協力を得られにくい状況にあるとともに、都市部を中心とした待機児童問題も大きな社会問題となっています。

このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月に開始した「子ども・子育て支援新制度」のもとで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

本町においては、平成27年3月に、町全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とした「東串良町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画）を策定しました。

今年度をもって、第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、本町における子ども・子育てに関する施策を更に推進するためのものとして、新たに「第2期東串良町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、策定を義務づけられた法定計画です。

なお、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」における「市町村行動計画」の内容を含む、本町における子ども・子育てに関する指針・方向性等を包括的に盛り込んだ計画として策定するものです。

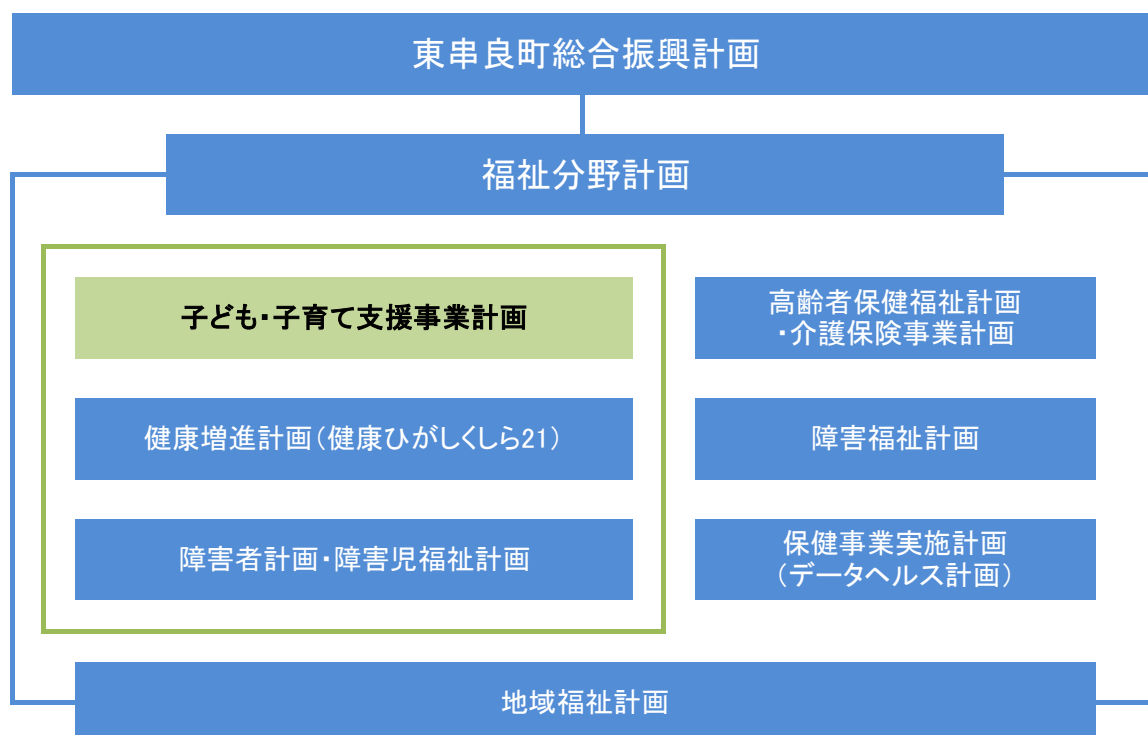
子ども・子育て支援法（第 61 条）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本町における最上位計画である「東串良町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられるものとなります。

また、子ども・子育てに関する専門的・個別的な領域を受け持つものとして、地域福祉計画や障がい者計画・障がい児福祉計画、健康増進計画（健康ひがしくしら 21）等の関連する計画等との整合を図って策定されたものとなります。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、保育・教育に対するニーズや子ども・子育てを取り巻く環境、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じた見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育てニーズ等を把握するためのアンケート調査やパブリックコメントを実施するとともに、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「東串良町子ども・子育て会議」や所管課である福祉課での審議を経て策定しました。

(1) アンケート調査の実施

就学前児童及び小学校児童の保護者を対象とした子ども・子育て支援に関するアンケート調査を平成31年2月に実施することで、子育て家庭の生活実態及び課題等について把握し、本計画策定における基礎資料としました。

(2) パブリックコメントの実施

町民に開かれた委員会として、本計画案を広く公表し、その案に対しての意見や要望を募集するパブリックコメントを令和2年2月21日から3月6日までの期間において実施しました。

(3) 東串良町子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法において市町村に設置が求められている合議制の機関です。

子どもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者等の子ども・子育てに関わる当事者を委員とする「東串良町子ども・子育て会議」を開催し、審議を行いました。

第2章 東串良町の子育ての現状

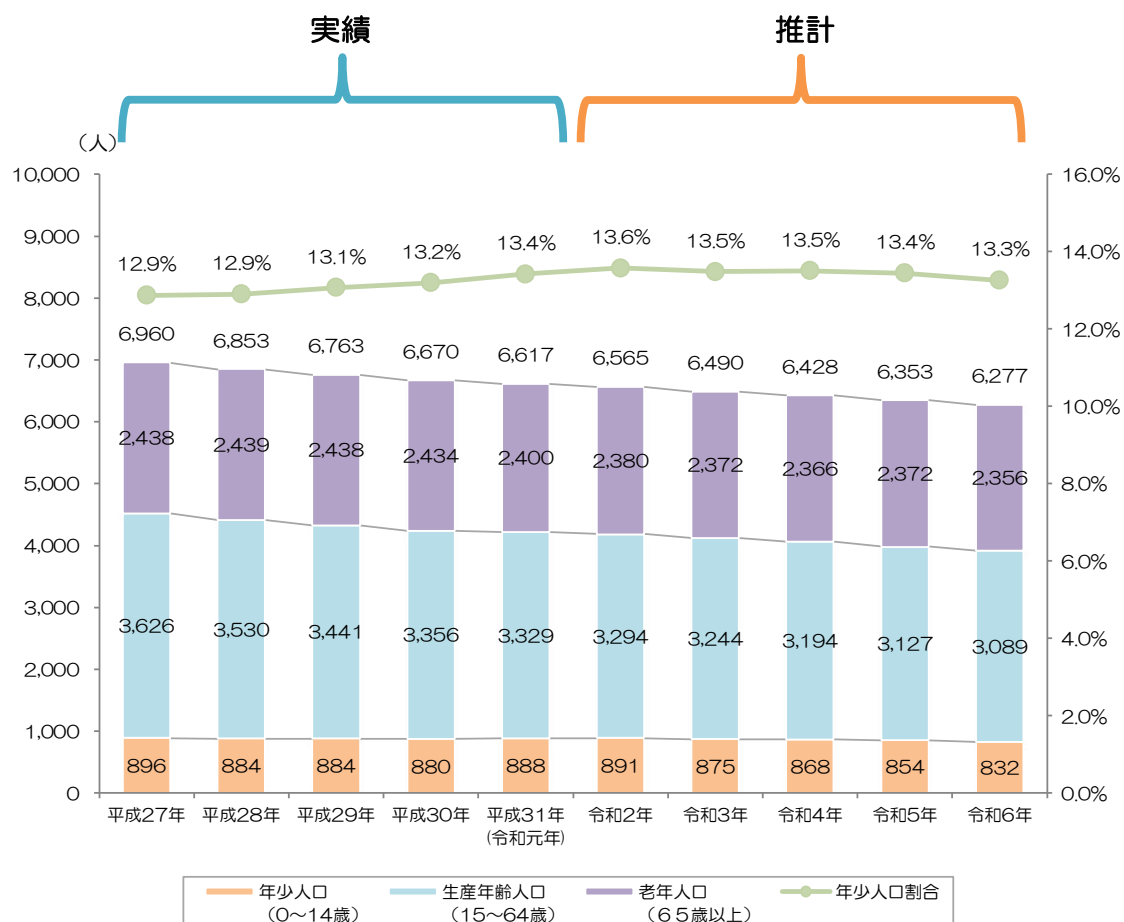
第2章 東串良町の子育ての現状

1 統計データからみた東串良町の現状

(1) 人口の推移と将来推計

①総人口・年齢3区分人口の推移と将来推計

本町の総人口は減少傾向にあり、令和元（平成31）年には6,617人となっています。今後も各年齢区分で人口減少が続き、令和6年の総人口は6,277人まで減少する見込みとなっています。

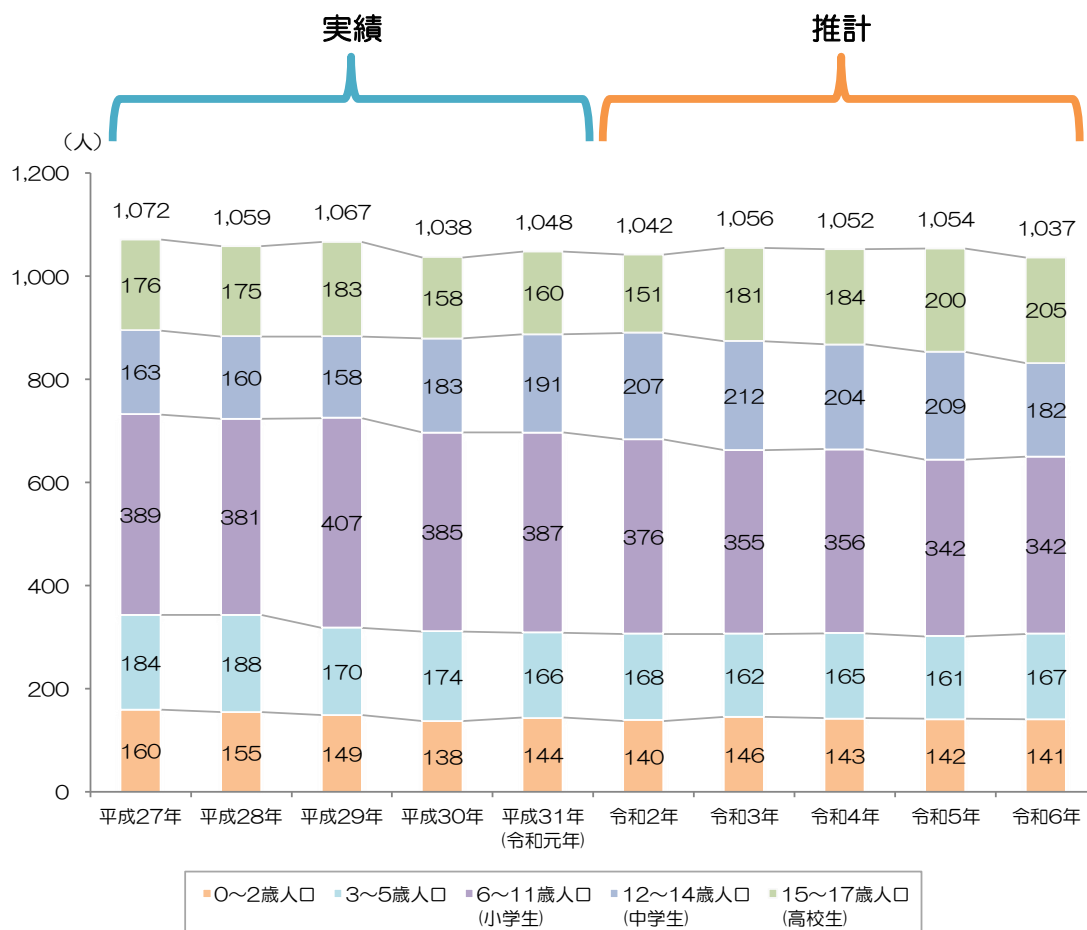


出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和2年以降は東串良町独自推計。数値は各年4月1日現在

②児童数の推移と将来推計

本町の児童数（18歳未満人口）は減少傾向にあり、令和元（平成31）年には1,048人となっています。

今後5年間は1,050人前後で維持されることが見込まれていますが、内訳をみると、15～17歳（高校生）人口が増加する一方、6～11歳（小学生）人口が減少する見込みとなっています。

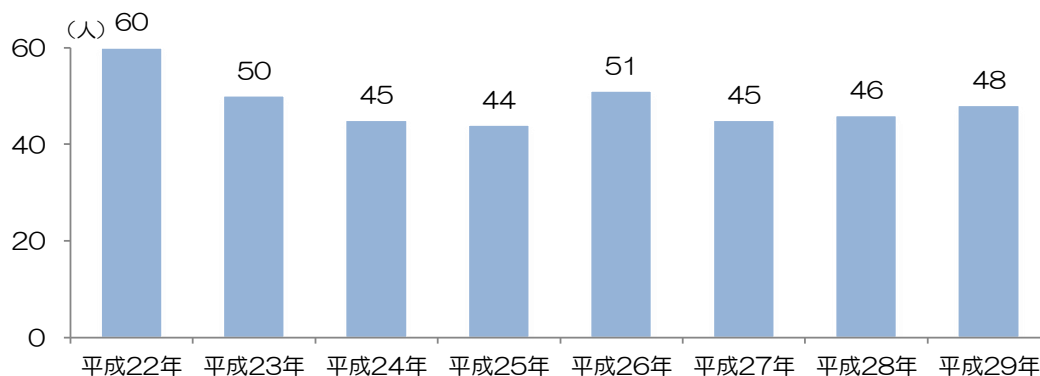


出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和2年以降は東串良町独自推計。数値は各年4月1日現在

(2) 出生の状況

①出生数の推移

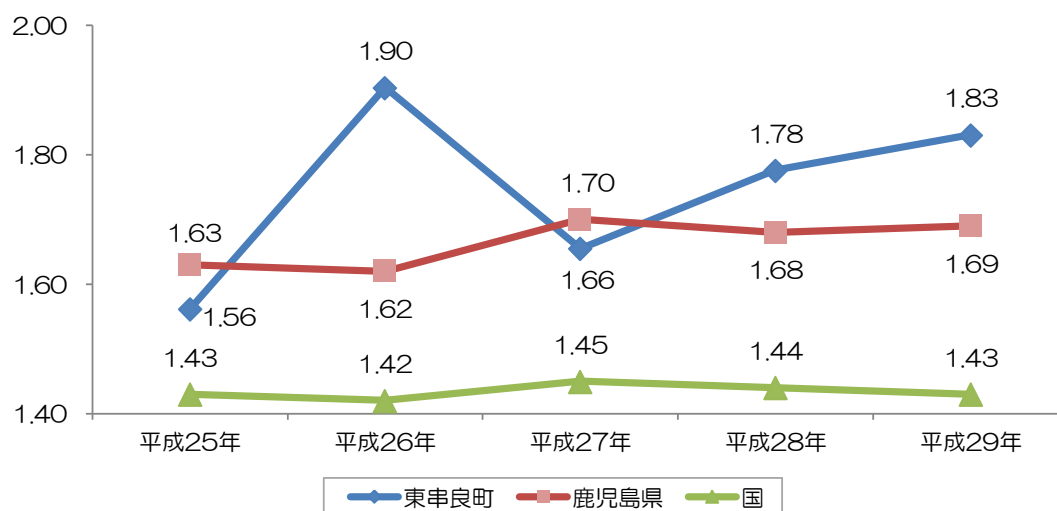
本町の出生数は 50 人前後の水準で推移しています。



出典：人口動態調査

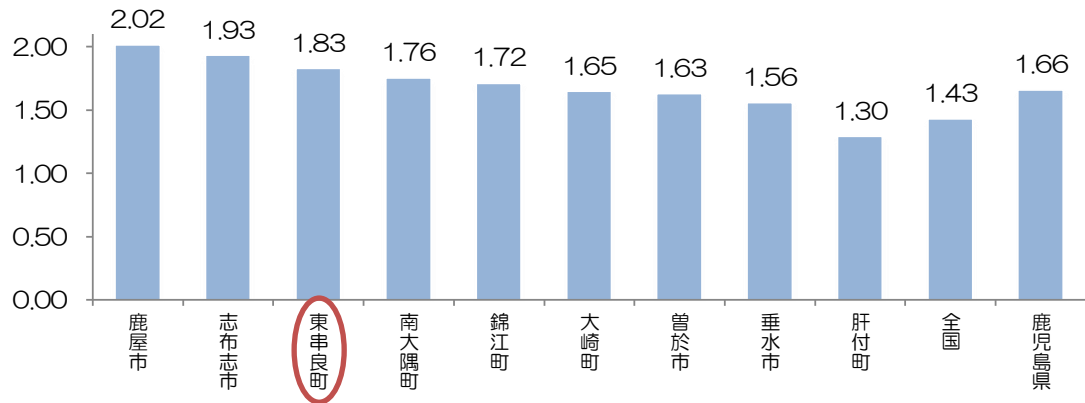
②合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する数字です。本町の直近5年間の合計特殊出生率は、1.56～1.90で推移しています。



出典：鹿児島県・国の数値は人口動態調査より。東串良町の数値は人口動態調査、県人口移動調査（鹿児島県）を用いて独自に算出

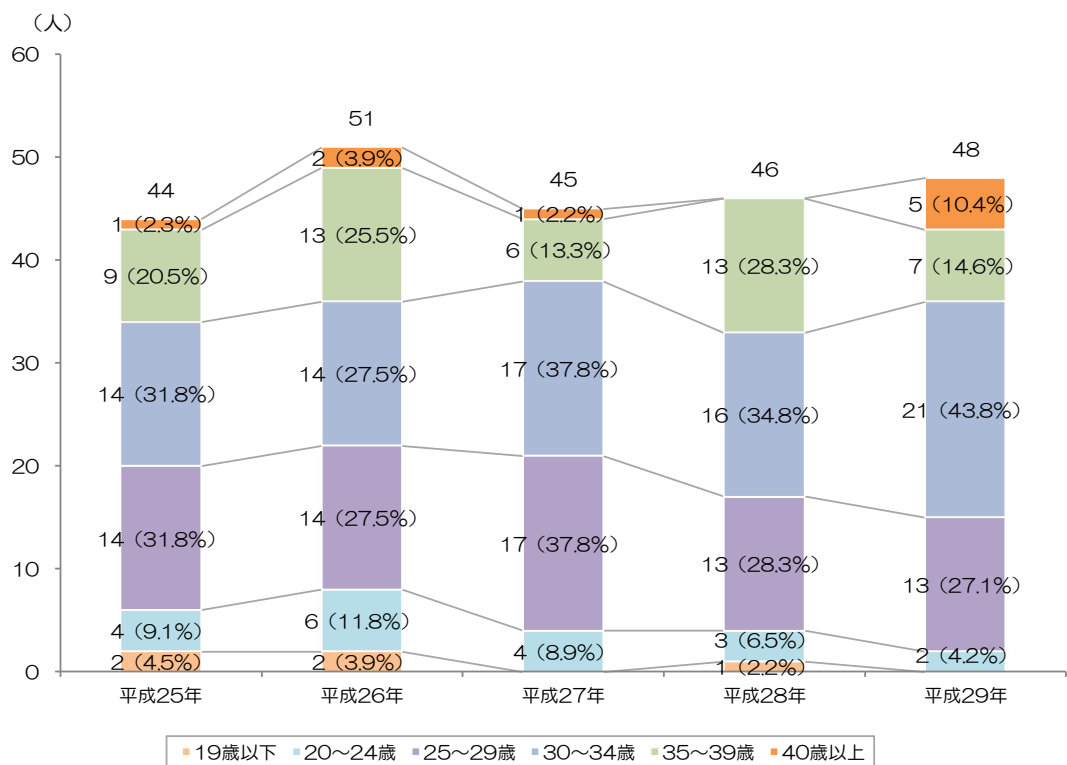
【参考】周辺自治体等との合計特殊出生率比較（平成 25～29 年）



出典：鹿児島県・国の数値は人口動態調査より。東串良町の数値は人口動態調査、県人口移動調査（鹿児島県）を用いて独自に算出。数値は平成 25～29 年の平均値

③母親の年齢別出生数の推移

本町の出生数を母親の年齢別にみると、25～34 歳で全体の 7 割を超えています。年齢別の構成比についてみると、30 歳以上における出産が増加傾向にあります。



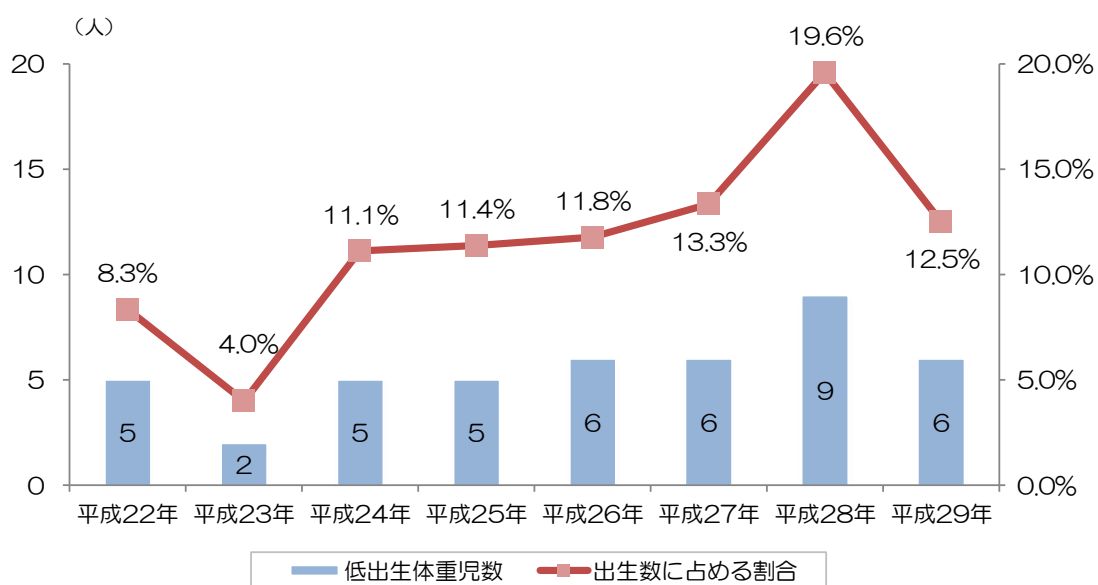
出典：人口動態調査

④低出生体重児数の推移

低出生体重児は、出生時の体重が2,500g未満の新生児のことで、身体の発育が未熟のまま出生したことにより、発育・発達の遅延、成人後の生活習慣病等のリスクが高くなる傾向があるとされています。

低出生体重児を出産するリスクを高める要因としては、喫煙や過度なダイエットによる栄養不足等が考えられています。

本町における低出生体重児数は、5人前後で推移しており、出生数に占める割合は1割程度となっています。

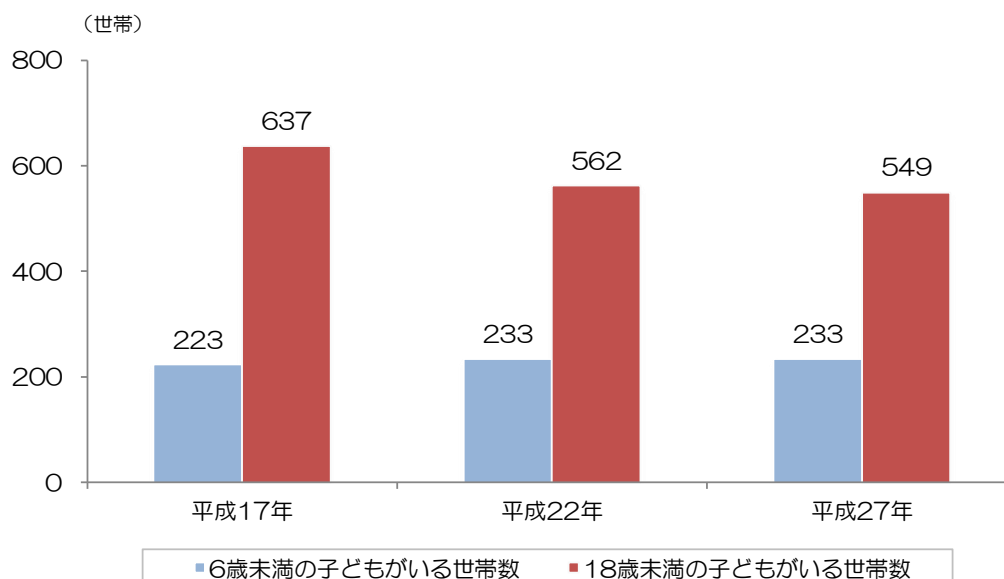


出典：人口動態調査

(3) 世帯の状況

①子育て世帯数の推移

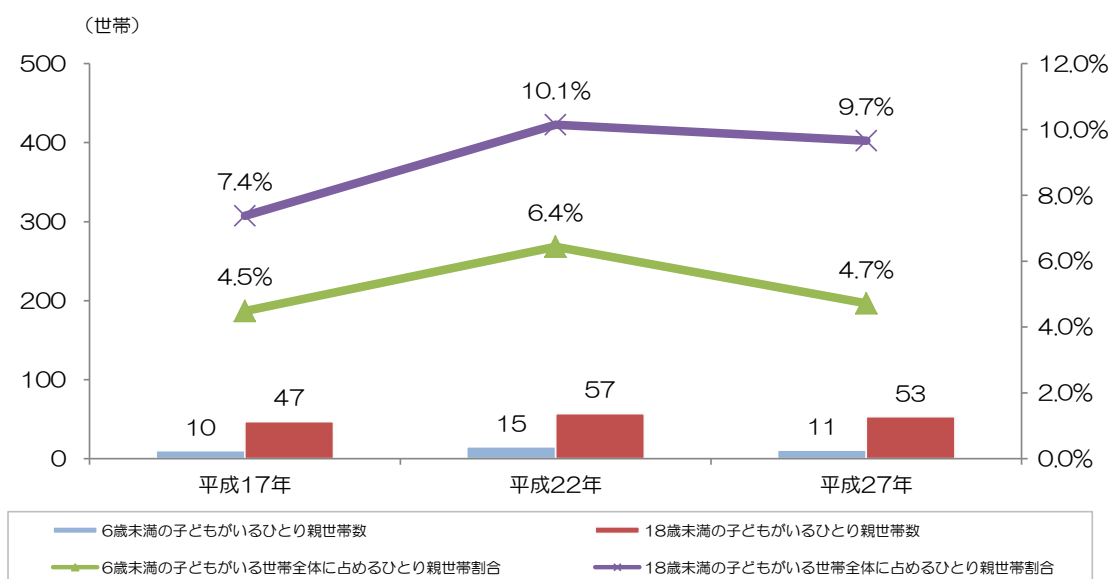
平成27年の6歳未満の子どもがいる世帯は233世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は549世帯となっており、18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあります。



出典：国勢調査

②ひとり親世帯数の推移

本町のひとり親世帯数は、6歳未満の子どもがいる世帯において11世帯、18歳未満の子どもがいる世帯において53世帯となっています。

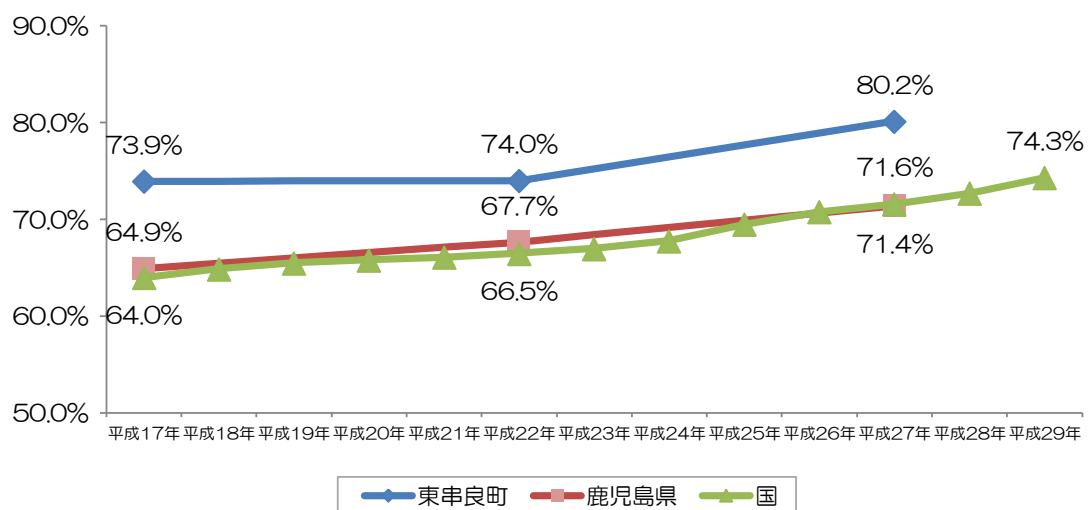


出典：国勢調査

(4) 就労の状況

①女性の就労状況

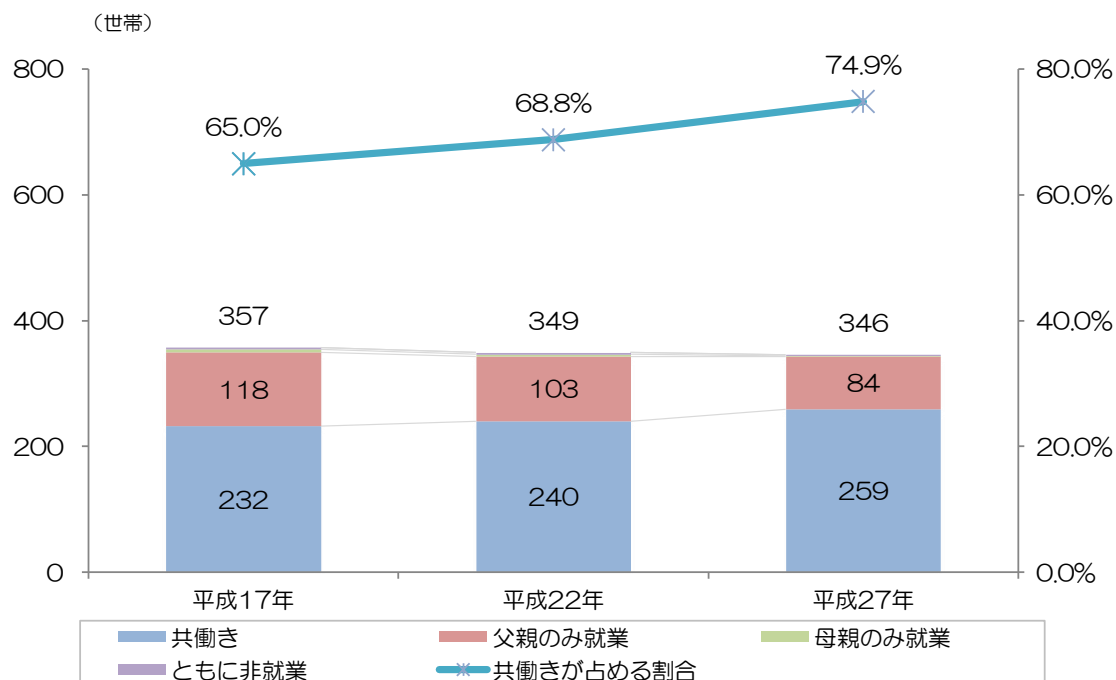
本町の25～44歳女性の就業率は80.2%と、全国や鹿児島県の値を上回っています。



出典：国の数値は労働力調査（基本集計）、それ以外の数値は国勢調査

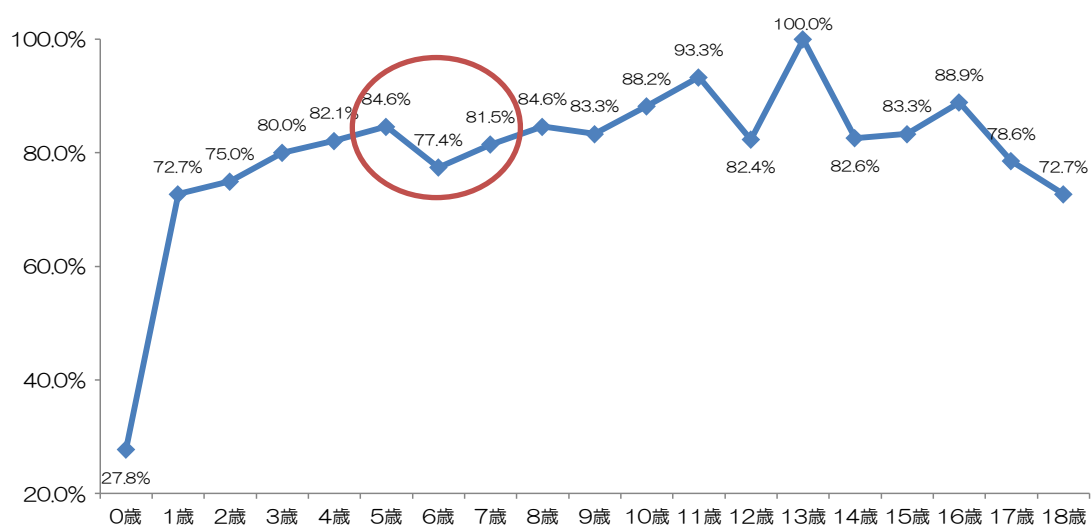
②共働き世帯の状況

本町の夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にありますが、共働き世帯数は増加傾向にあり、世帯に占める割合も上昇傾向にあります。



出典：国勢調査

共働き世帯の割合を末子の年齢別にみると、5歳をピークに共働き世帯の割合が低下している状況がみられることから、「小1の壁」が存在している可能性があります。



出典：国勢調査

2 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査目的

東串良町内の子育て家庭の生活実態及び課題等を的確に把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的としました。

② 調査対象

就学前児童及び小学校児童の保護者

③ 調査時期

平成 31 年 2 月

④ 調査方法

郵送調査（郵送配布・郵送回収）

⑤ 回収状況

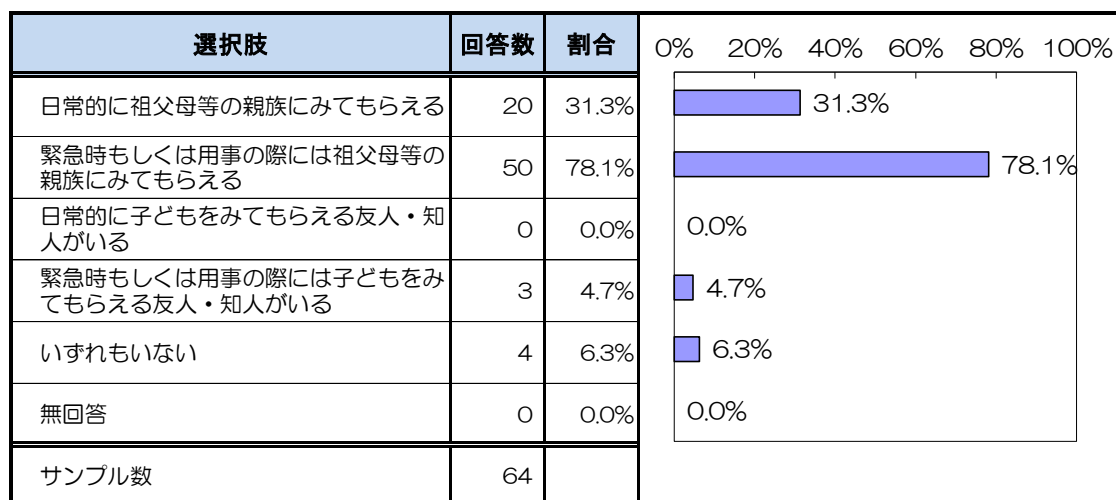
配布件数	回収件数	回収率
300 件	93 件	31.0%

(2) 調査結果（一部抜粋）

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 78.1%と最も多くなっています。

・就学前児童



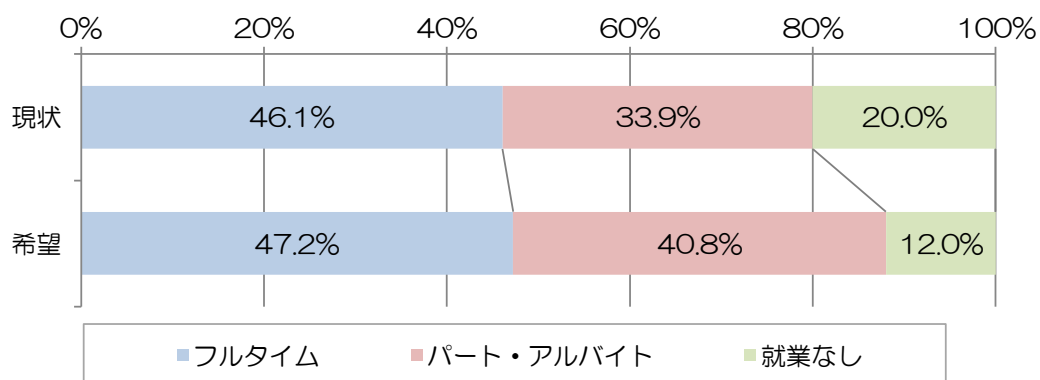
※複数回答

② 母親の就労状況と就労希望

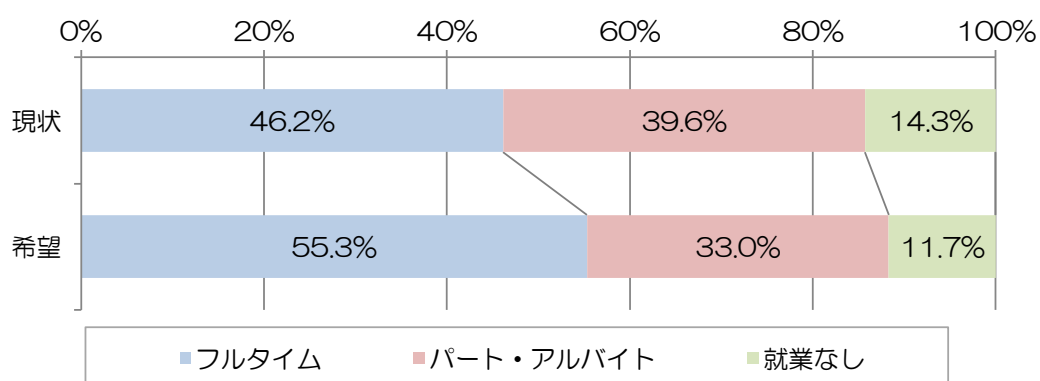
平成 25 年度調査では、就業していない母親の割合が 2 割に達し、そのうち 4 割は就労を希望する等、現状と希望の間に差異が生じていました。

一方、平成 30 年度調査では、就業している母親の割合は 8 割を超え、現状と希望の間の差異も平成 25 年度調査と比較して小さくなっています。

・平成 25 年度調査（就学前児童、小学校児童）



・平成 30 年度調査（就学前児童、小学校児童）

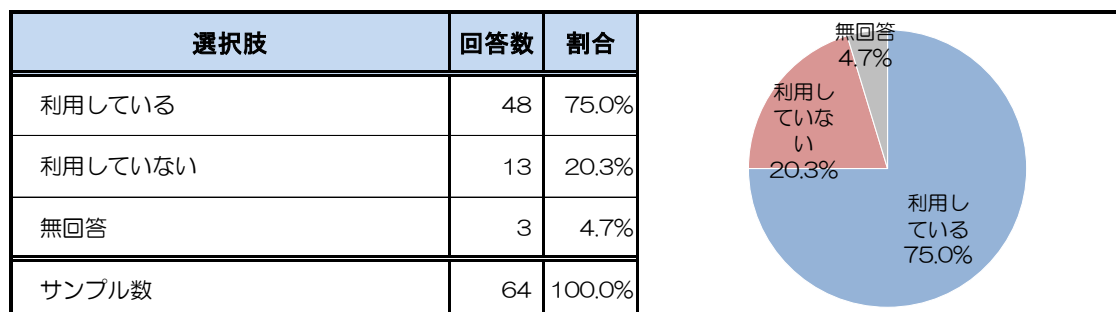


③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

◆平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」が75.0%、「利用していない」が20.3%となっています。

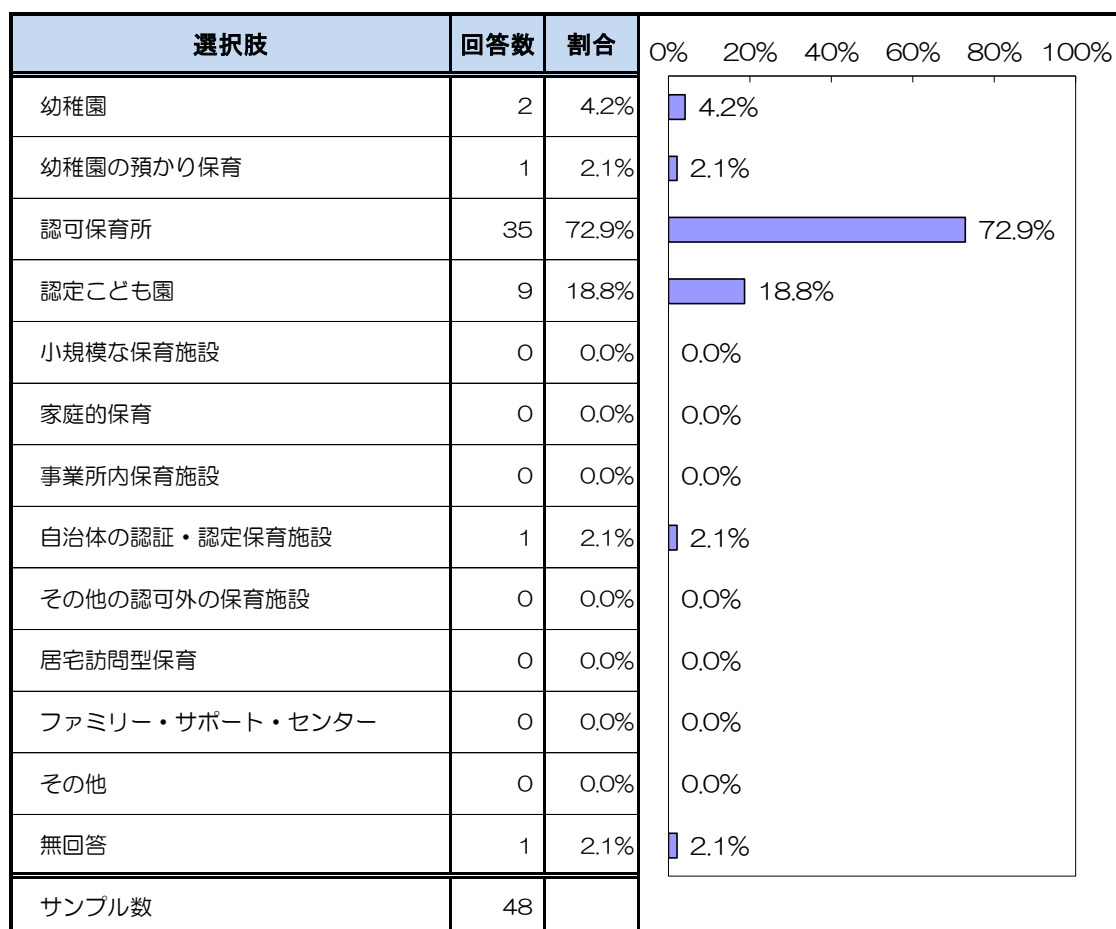
・就学前児童



◆利用している平日の定期的な教育・保育事業

「認可保育所」が72.9%と最も多く、次いで、「認定こども園」の18.8%、「幼稚園」4.2%の順となっています。

・就学前児童

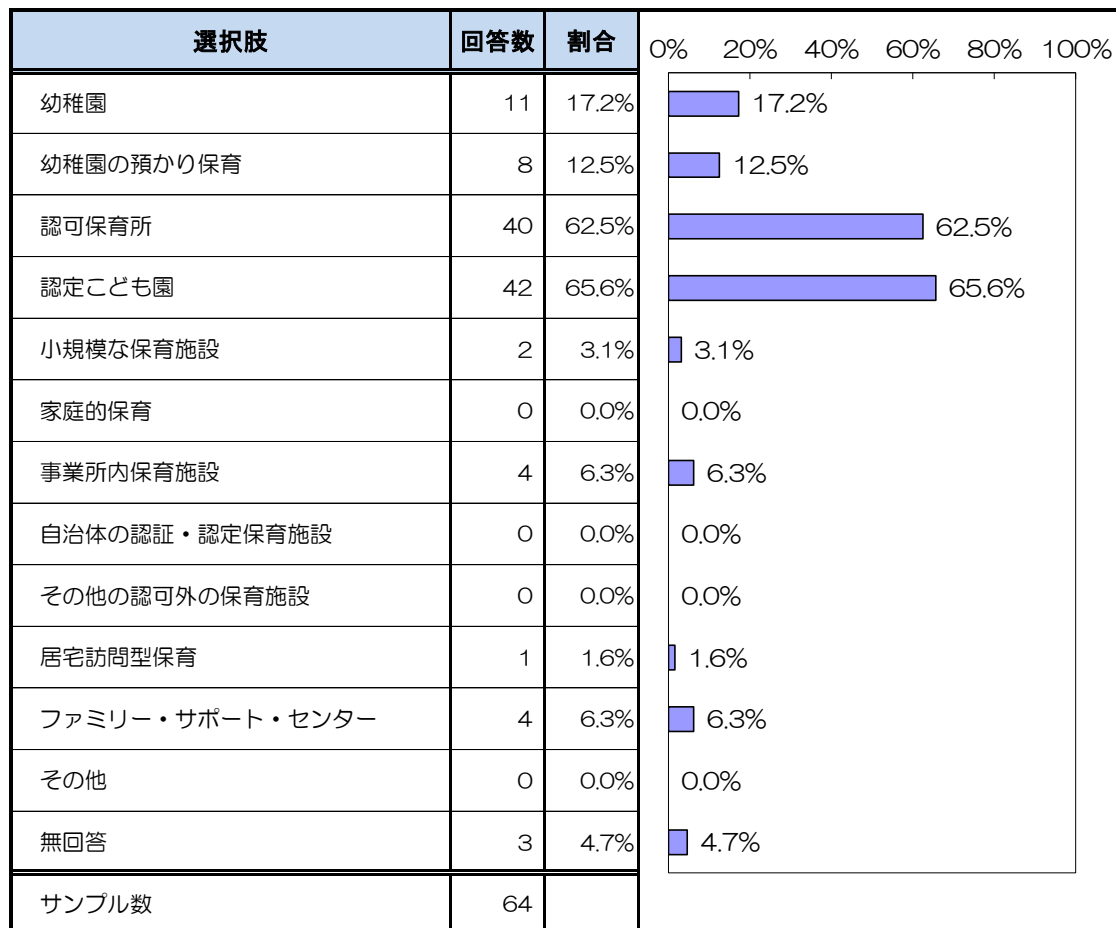


※複数回答

◆利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業

「認定こども園」が65.6%と最も多く、次いで、「認可保育所」の62.5%、「幼稚園」17.2%の順となっています。

・就学前児童

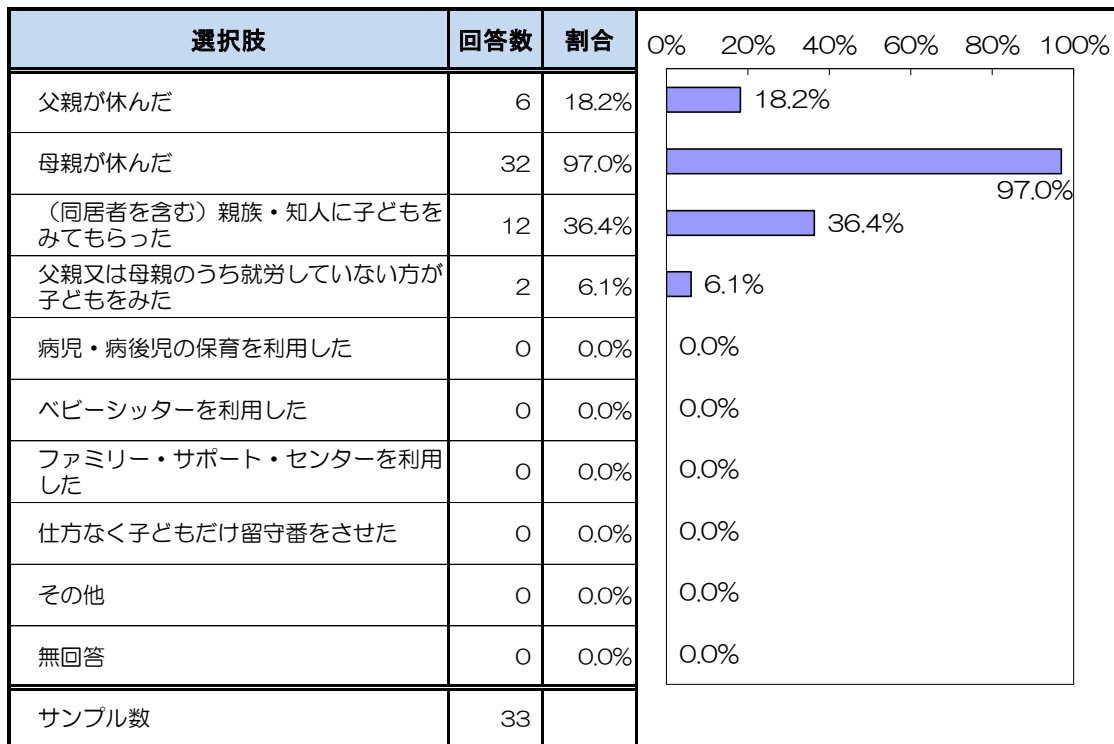


※複数回答

④ 子どもが病気の際の対応

「母親が休んだ」が 97.0%と最も多く、次いで、「(同居人を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の 36.4%、「父親が休んだ」の 18.2%の順となっています。

・就学前児童



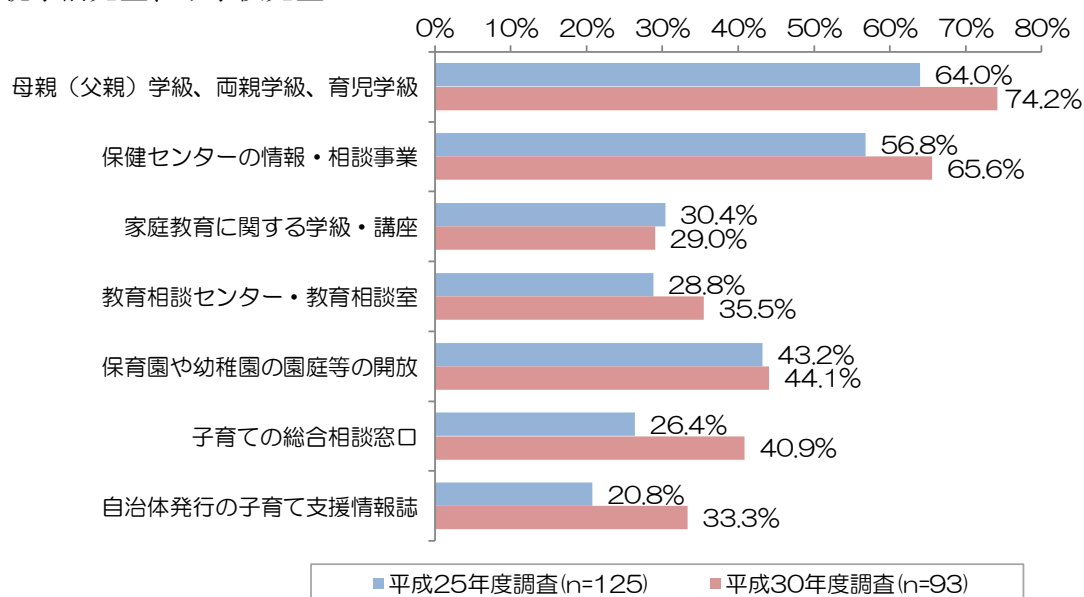
※複数回答

⑤ 子育て支援事業の認知度

「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「保健センターの情報・相談事業」は、認知度が6割を超えています。

また、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「子育ての総合相談窓口」「自治体発行の子育て支援情報誌」の認知度については、前回調査から10ポイント以上上昇しています。

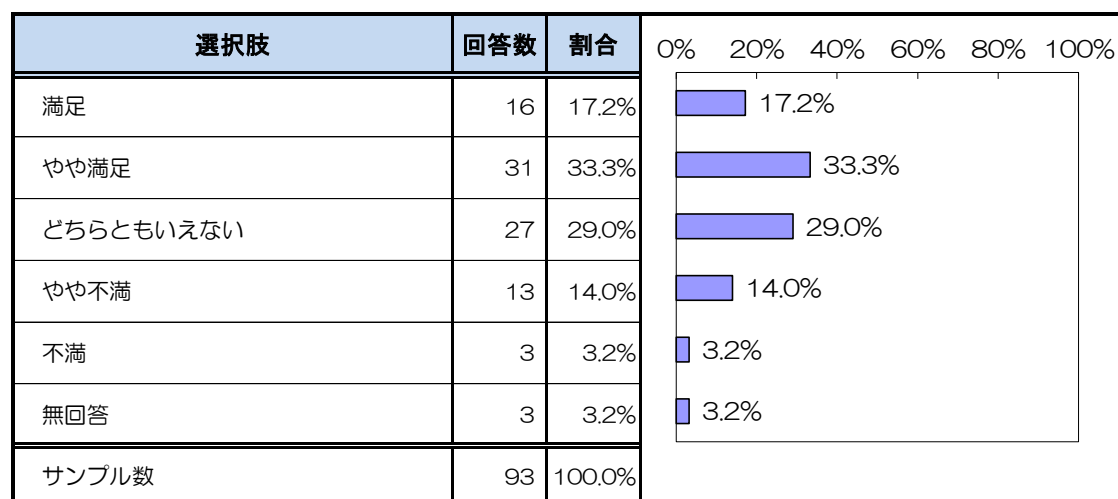
・就学前児童、小学校児童



⑥ 東串良町の子育ての環境や支援への満足度

「やや満足」「満足」を合わせた割合は50.5%となっており、過半数を上回っています。

・就学前児童、小学校児童



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

子育ての基本は家庭にあることから、東串良町の恵まれた自然や歴史・文化環境の中で、心身ともに健全な子どもとして育つため、そして心豊かな人間性を持った次代の親として育つためには、子どもだけでなく、親や家族もともに育っていきけるような環境整備が必要です。

また、輝かしい次代を担う子どもを育てるためには、家庭のみならず、行政、地域、関係機関・団体、職場等、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本町においても、子育て支援に社会全体で取り組むという考え方に基づき、第1期計画における基本理念として、「人とのかかわりを楽しみながら、地域みんなで子育て」を掲げ、親と子が健やかに暮らすことができる社会の実現に向けた施策を推進してきました。

これらの考え方は、本町の子ども・子育て支援における普遍的なものであることから、本計画の基本理念及び基本目標について、第1期計画を継承するものとします。

基本理念	基本目標
人とのかかわりを楽しみながら、地域みんなで子育て	1 地域における子育て支援 2 母親並びに乳児及び子どもや母親の健康の確保及び増進 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 4 子育てを支援する生活環境の整備 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 6 子ども等の安全の確保 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 8 子育てにかかる費用への支援

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 提供区域の設定

本町では、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特徴のある教育・保育を利用者が選べる等のメリットを考慮し、全町を1つの区域として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

本計画では、教育・保育について、計画期間における需要量の予測である「量の見込み」と、量の見込みに対する「確保方策」を定めることが求められています。

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子ども・子育て支援に関するアンケート調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「確保方策」については、「量の見込み」を基に、各サービス等を提供する事業所等の現状や今後の意向、東串良町の状況等を踏まえ、定めました。

◆認定区分と主な利用施設

子ども・子育て支援法に基づき、以下のとおり認定区分及び利用施設を定めます。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	・幼稚園
2号認定	3～5歳	あり（教育を希望）	・認定こども園
		あり（保育を希望）	・保育所
3号認定	0～5歳	あり	・認定こども園

(1) 【3～5歳】 1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方

・量の見込みと確保方策

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1号認定	人	35	30	30	30	30
	2号認定（教育希望）	人	7	7	7	7	7
	合計	人	42	37	37	37	37
②確保方策	特定教育・保育施設	人	40	40	40	40	40
③過不足（②－①）		人	▲2	3	3	3	3

・確保の考え方

令和2年度においては、利用定員をニーズ量が上回る見込みですが、定員の120%までの受入れを行う「定員の弾力化」による対応により、ニーズ量に対する提供体制が確保できる見込みです。

(2) 【3～5歳】 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い方以外

・量の見込みと確保方策

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	2号認定（保育希望）	人	101	105	105	105	105
②確保方策	特定教育・保育施設	人	117	117	117	117	117
③過不足（②－①）		人	16	12	12	12	12

・確保の考え方

現行の提供体制を維持することにより、ニーズ量に対する提供体制を確保します。

(3) 【0歳】 3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	3号認定（0歳）	人	25	27	27	27	27
②確保方策	特定教育・保育施設	人	28	28	28	28	28
③過不足（②－①）		人	3	1	1	1	1

・確保の考え方

現行の提供体制を維持することにより、ニーズ量に対する提供体制を確保します。

(4) 【1～2歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	3号認定（1～2歳）	人	81	75	75	75	75
②確保方策	特定教育・保育施設	人	85	85	85	85	85
③過不足（②－①）		人	4	10	10	10	10

・確保の考え方

現行の提供体制を維持することにより、ニーズ量に対する提供体制を確保します。

(5) 保育利用率の目標設定

本計画では、3号認定の対象である3歳未満の子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることが求められています。

この「保育利用率」の目標値については、3歳未満の推計児童数に対する確保方策で設定した利用定員数の割合を設定します。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①推計児童数（3歳未満）	人	140	146	143	142	141
②利用定員数（3号認定）	人	113	113	113	113	113
③「保育利用率」目標値（②／①）	%	80.7	77.4	79.0	79.6	80.1

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本計画では、地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育と同様、計画期間における需要量の予測である「量の見込み」と、量の見込みに対する「確保方策」を定めることが求められています。

教育・保育と同様の考え方に基づき、「量の見込み」及び「確保方策」を定めました。

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。主に行政機関の窓口以外の親子が継続的に利用できる施設において、利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」、主に行政機関の窓口において、主に利用者支援を実施する「特定型」、主に保健所や保健センター等の施設において、保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携をともに実施する「母子保健型」に分類されます。

本町においては、子育て支援センターひまわり館（青葉保育園内）において「基本型」として、福祉課において「母子保健型」として、それぞれ実施しています。

・量の見込みと確保方策（基本型・特定型）

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		箇所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（母子保健型）

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1
②確保方策	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		箇所	0	0	0	0	0

※単位「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

現行の提供体制を維持し、利用者支援及び地域連携の推進を図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本町においては、現在 3 箇所において実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人	48	47	46	44	42
②確保方策	人	50	50	50	50	50
	箇所	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）	人	2	3	4	6	8

※単位「人」…年間の利用実人数、「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

今後も利用者のニーズに対する提供体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町においては、現在 2 箇所において実施しています。

・量の見込みと確保方策

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1 年生	人	48	45	44	42	40
	2 年生	人	45	48	45	42	40
	3 年生	人	27	30	30	28	27
	4 年生	人	26	25	24	22	21
	5 年生	人	9	8	7	5	4
	6 年生	人	3	2	2	2	2
	合計	人	158	158	152	141	134
②確保方策		人	160	160	160	150	140
		箇所	2	2	2	2	2
③過不足（②－①）		人	2	2	8	9	6

※単位「人」…年間の利用実人数、「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

今後も利用者のニーズに対する提供体制の確保に努めるとともに、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた事業の展開を図ります。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業であり、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）に分類されます。

本町においては、現在実施していません。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保方策	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※単位「人日」…年間の利用延べ人数、「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

今のところ実施予定はありませんが、今後、保護者からのニーズ等も踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町においては、委託事業として実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人	45	44	42	40	40
②確保方策	人	45	44	42	40	40
③過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

今後も実施を継続し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児のいる家庭の状況を把握し、必要に応じた支援につなげます。

（６）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

本町においては、いずれの事業も実施していません。

・量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業）

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人	1	1	1	1	1
②確保方策	人	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

※単位「人」…年間の利用実人数

・確保の考え方

養育支援訪問事業については、児童虐待防止対策として、庁内及び関係機関等との連携体制を構築し、養育支援訪問事業を実施できる体制の確保に努めます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についても、本事業による実施は予定していませんが、関係機関等との連携により、児童虐待等の問題に対応できる体制の確保に努めます。

（７）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町においては、ひまわり館（青葉保育園内）１箇所の子育て支援センターを開設し、育児相談や園庭開放、絵本の読み聞かせ等を行っています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人回	70	70	68	68	65
②確保方策	人回	70	70	68	68	65
	箇所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人回	0	0	0	0	0

※単位「人回」…月間の利用延べ回数、「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

今後も継続して実施します。

（８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園型は一時預かり事業のうち、幼稚園の在園児を対象とするものです。

本町においては、現在３箇所において実施しています。

・量の見込みと確保方策（幼稚園型）

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1 号認定	人日	1,366	796	790	595	595
	2 号認定（教育希望）	人日	36	36	30	25	25
	合計	人日	1,402	832	820	620	620
②確保方策	幼稚園型	人日	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
		箇所	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）		人日	38	608	620	820	820

・量の見込みと確保方策（幼稚園型以外）

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人日	612	600	600	600	600
②確保方策	人日	700	700	700	700	700
	箇所	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）	人日	88	100	100	100	100

※単位「人日」…年間の利用延べ人数、「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

今後も継続して実施します。

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町においては、現在実施していません。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人日	40	38	37	37	36
②確保方策	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-
③過不足 (②-①)	人日	-	-	-	-	-

※単位「人日」…年間の利用延べ人数、「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

町内での実施予定はありませんが、近隣自治体における広域利用を可能とするため、必要な調整を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域の中で、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町においては、現在実施していません。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保方策	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0
③過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

※単位「人日」…年間の利用延べ人数、「箇所」…実施箇所数

・確保の考え方

今のところ実施予定はありませんが、今後、保護者からのニーズ等も踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

(11) 妊婦健康診査（妊婦健診事業）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町においては、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を 14 枚交付しており、契約医療機関において公費負担で健診受診が可能となっています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人回	540	540	540	540	540
②確保方策	人回	540	540	540	540	540
③過不足（②－①）	人回	0	0	0	0	0

※単位「人回」…月間の利用延べ人数

・確保の考え方

今後も継続して実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等については、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

本町においては、現在実施していません。

・確保の考え方

今のところ実施予定はありませんが、国・県・周辺自治体の動向等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な事業所の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を図る事業です。

本町においては、現在実施していません。

・確保の考え方

今のところ実施予定はありませんが、新規事業者の参入等の状況も踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

子どもたちの健やかな成長を支えるためには、家庭の役割が最も重要ですが、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割も極めて重要です。また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及や教育・保育等の質の向上、教育・保育施設等の連携の推進により、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が切れ目なく提供できる体制の構築に努めます。

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、適切な普及の促進を図ります。

(2) 教育・保育等の質の向上

より質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供することができるよう、教育・保育施設等に対し、鹿児島県が実施する研修等に関する情報提供を行い、職員の資質向上を図ることで、提供サービスの質の向上を図ります。

(3) 教育・保育施設等の連携の推進

子どもたちに対し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を切れ目なく提供することができるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する幼稚園、保育所、認定こども園・小学校等の各施設の連携を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。

施設等利用給付の実施においては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担や利便性、施設の資金面等を考慮して行うことが求められています。

施設に対する指導監査等に関して県との連携強化に努めるとともに、施設等利用給付については、保護者や施設の状況を考慮した上で、実施します。

6 その他の事項

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画における任意記載事項

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

産休・育休後から確実に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できる環境を整えるため、以下のような取組を実施します。

◆保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

- ・ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- ・妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）における情報提供の充実
- ・利用者支援事業における情報提供の充実

◆育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

- ・保育の量的拡大

②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の展開

◆児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、以下の施策について、県と連携して推進します。

- 関係機関との連携強化等
 - ・虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化
 - ・児童相談所等の専門性を有する関係機関への支援要請
 - ・要保護児童対策地域協議会の充実強化
- 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備
 - ・家庭、児童相談窓口の充実
 - ・訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実
- 児童虐待防止についての意識啓発
 - ・児童虐待防止についての広報、啓発、リーフレット配布
 - ・オレンジリボンキャンペーンの実施
- 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
 - ・県、児童相談所、市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

◆ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下の施策について、県と連携して推進します。

- 子育て・生活支援策
 - ・日常生活の支援（家庭生活支援員の派遣等）
 - ・相談体制の整備
- 就業支援策
 - ・就業相談事業（就業に関する情報提供及び支援）
 - ・就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）
- 経済的支援策
 - ・児童扶養手当の支給
 - ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
 - ・たすけあい資金の貸付
 - ・医療費の助成

◆障がい児等の特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、成長できる社会を実現するため、以下の施策について、県と連携して推進します。

●障がい児等の特別な支援が必要な子どもに対する支援

- ・通所利用の障がい児やその家族に対する支援
- ・児童発達支援利用者の負担軽減
- ・施設に入所している障がい児に対する支援
- ・地域療育支援体制の整備促進
- ・県こども総合療育センター等の専門性を有する関係機関との連携

●特別支援教育の推進

- ・障がい者理解のための交流及び共同学習の推進
- ・教育相談・就学相談体制の確立と推進
- ・教職員研修の充実
- ・就学前から学校卒業までの一貫した支援体制の整備
- ・特別支援学校の充実
- ・私立幼稚園における心身障がい児の就園奨励

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

国が推進する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や労働行政を所管する鹿児島県の出組等を踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、以下の取組を実施します。

◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

●仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

- ・子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進
- ・男女共同参画社会の促進

●子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- ・「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介
- ・訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

◆仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・認定子ども園や保育所の充実
- ・教育・保育や地域子ども・子育て支援事業従事者の確保と資質の向上

(2) 次世代育成支援行動計画から継続する施策及び事業の一覧

基本目標 1 地域における子育て支援

従来の幼稚園、保育所等の施設のみならず、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談等が受けられる「地域子育て支援拠点」、「放課後児童クラブ」等の地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
福祉課	通常保育事業	主に両親とも仕事をしているなど、何らかの理由により家庭において保育ができない場合に預かり保育を行います。	継続実施
	休日保育事業	日曜・祝日に保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合、休日の保育を実施します。	検討
	延長保育事業	保護者の仕事等のため、通常の開所時間を越えて児童の保育を希望する場合に行います。	継続実施
	一時預かり保育事業	保護者の仕事等のため、一時的に児童の保育を希望する場合に行います。	継続実施
	障害児保育事業	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育に欠ける障がい児の保育を行います。	継続実施
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校に就学している児童の放課後における、留守家庭児童の学童保育や、親子のふれあいを深める機会の提供を行います。	継続実施
	母子健康相談	乳幼児と両親の健康等についての健康相談に対応します。	継続実施
	母子保健推進員活動	母子保健推進員の活動において、母子保健の普及啓発、妊娠・出産・育児等の相談や指導、両親学級・乳幼児健診等の案内等を行います。	継続実施
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、密接な連携のもとに問題を解決していく組織づくりを行います。	継続実施

基本目標２ 母親並びに乳児及び子どもや母親の健康の確保及び増進

子どもの健やかな心身を確保するためには、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援が必要です。また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供等を関連分野や関係団体と連携して推進します。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
福祉課	母子健康手帳の交付	妊娠中の健康管理等のために、妊娠している方に随時交付し、保健指導も併せて行います。	継続実施
	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦及び新生児を対象に、必要な方への訪問を行います。	継続実施
	食生活改善事業	妊婦、乳幼児の食生活指導、各種疾病に対する栄養指導等の食生活改善事業の充実を図ります。	継続実施
	乳幼児医療費助成制度	0歳から4歳の誕生月分までの入院・通院とも医療費の自己負担額の全額を助成します。4歳の誕生月を超えた月以降については、中学校修了前まで入院・通院とも医療費の自己負担額が1ヶ月 3,000円を超える分について助成します。(町民税非課税世帯の場合は全額助成)	継続実施
	ひとり親家庭医療費助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童又は20歳未満で法令等に規定する障がいのある児童とこれを監護するひとり親の父又は母を対象に医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。	継続実施

基本目標３ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成を図るため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会の提供に努めます。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
社会教育課	家庭教育の充実	家庭教育学級の開設や情報の提供、各種学習機会の拡充を図りながら、関係団体等相互の連携を促進するとともに、指導者の養成等の家庭教育の充実に努めます。	継続実施
管理課	幼稚園教育の充実	幼児の心身の健やかな育成を目指し、集団での遊びや自然とのふれあい等、多様な体験を通して幼児の自発性や好奇心、道徳や命の尊さ等の人間形成の基礎を培う幼稚園教育を推進します。また、幼児教育に対するニーズに即応した施設整備と環境づくりに努めます。	継続実施

基本目標４ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備、防犯に考慮した安全・安心な地域社会を形成することが重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を推進します。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
総務課	防犯施設の整備	夜間の犯罪を防止し、町民の安全を確保するため、防犯灯、防犯用看板等の設置等、防犯施設の整備を促進します。	継続実施
社会教育課	文化施設の整備	文化活動の鑑賞や発表の場となる町総合センターの施設・設備等を整備するとともに、地域づくりの拠点や交流の場となる地区公民館等の整備を図ります。	継続実施

基本目標５ 職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会進出が進むとともに、人々の働き方も多様化しています。事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくりを推進します。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
企画課	男女共同参画社会づくりに向けた啓発	家庭教育、学校教育、社会教育において男女平等及び共同参画の浸透を図り、性別や世代、地域間における意識格差の解消等を目指して、関係団体等との連携を図りながら、様々な広報・啓発活動に努めます。	継続実施
	社会参加を促進する条件整備	働く親のニーズに応じた保育サービスの充実、育児や介護への男性の参画に向けた講座の開設により、男女がともに、家庭、職場、地域において、真に豊かな生活を実現できる環境づくりを進めます。	継続実施

基本目標６ 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域との連携・協力のもとに、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
総務課	交通安全教育	学校・家庭・職場・地域が連携し、交通安全運動の実施や交通安全思想の普及に努めます。	継続実施

基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図ります。また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど、子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無に関わらず、共に成長できるような配慮が必要です。これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細やかな取組を推進します。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
管理課	特別支援教育推進事業	学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めた総合的な教育的支援体制の整備を図り、軽度の発達障がいのある児童生徒への指導の充実に努めます。	継続実施
福祉課	相談体制の整備及び情報の収集・提供	障がい児やその家族の各種相談に応じられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連絡を密にした体制づくりに努めます。また、県及び関係機関と連携し、情報の集約化を推進するとともに、各種諸制度の利用、活用のための資料の収集により、情報提供及び窓口の充実に努めます。	継続実施
管理課	心身障がい児の教育	特別支援学級について町民の理解の促進に努めます。また重度の障がい児については実態の把握に努め、各関係機関と連携を密にし、その支援を推進します。	継続実施

基本目標 8 子育てにかかる費用への支援

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療等の多分野にわたっており、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つです。特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等は、より経済支援を必要としています。このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

担当課	事業名	事業概要	今後の方針
福祉課	児童手当	家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図るため、手当を支給します。	継続実施
	東串良町赤ちゃんすこやか支援事業	本町の町民として出生した子どもの誕生を祝福し、子育て家庭への経済的負担の軽減と児童の健全な育成を図るため、出生祝金を支給します。	継続実施
	多子世帯保育料等軽減事業	子育てにかかる経済的負担の軽減を目的に、認可保育所並びに私立幼稚園に入所、就園する多子世帯の第3子以降の保育料等を軽減します。	継続実施

(3) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組みについて

「新・放課後子ども総合プラン」は、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が策定したものです。

放課後児童クラブは、小学校児童のうち、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

また、放課後子供教室は、すべての小学校児童に対し、放課後等に安全・安心な活動拠点（居場所）を提供し、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流等の活動を行うものです。

両事業（放課後児童クラブ及び放課後子供教室）について、「新・放課後子ども総合プラン」及び本町の現状等を踏まえた展開を図ります。

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

本町においては、現在、2箇所の放課後児童クラブを開設しています。

今後も利用者のニーズや地域の実情を踏まえ、ニーズに対応した提供体制の確保に努めます。

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	1 年生	人	48	45	44	42	40
	2 年生	人	45	48	45	42	40
	3 年生	人	27	30	30	28	27
	4 年生	人	26	25	24	22	21
	5 年生	人	9	8	7	5	4
	6 年生	人	3	2	2	2	2
	合計	人	158	158	152	141	134
②確保方策		人	160	160	160	150	140
		箇所	2	2	2	2	2
③過不足 (②－①)		人	2	2	8	9	6

※単位「人」…年間の利用実人数、「箇所」…実施箇所数

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

両事業の実施においては、すべての児童が放課後子供教室の活動に参加できるよう、一体的もしくは連携により実施することが求められており、両事業を同一の小学校内等で実施する一体型と、少なくともどちらか一方の事業が小学校内等以外で実施されている連携型に分類されます。

本町においては、放課後子供教室を現在実施しておらず、第2期計画期間における具体的な実施予定もないため、令和5年度に達成されるべき目標事業量を定めませんが、放課後子供教室を実施する場合には可能な限り一体型による実施に努めます。

③放課後子供教室の実施計画

実施を希望する学校区について、調査・把握を行い、実施に向けた計画的な整備を推進しますが、現時点で具体的な実施予定がないため、本項目については具体的に定めないものとします。

④一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後子供教室を実施する場合には、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区ごとの定期的な打合せの場を設けるとともに、連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアの配置を行います。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。

学校に対しては、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等についての説明により、理解を促すとともに、放課後子供教室実施における特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後活動の実施にあたっての責任体制について文書化するなど、明確化するほか、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童が不利益を被ることがないように、関係機関と連携して、それらの子どもを受け入れることができる体制の確保を図ります。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

保護者からのニーズや施設の実情を踏まえ、開所時間延長支援事業を実施します。

⑨子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

職員の研修参加の促進等により、放課後児童クラブの役割の更なる向上を図ります。

⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

利用者や地域住民への育成支援の内容及び町民に対する放課後児童クラブの周知・啓発に努めます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

庁内関係各課、関係機関・団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携と協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、各施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても「東串良町子ども・子育て会議」で点検・評価を行います。

また、利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

第6章 資料編

第6章 資料編

1 東串良町子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 6 月 25 日東串良町条例第 21 号

東串良町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、東串良町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年東串良町条例第22号）の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

2 東串良町子ども・子育て会議委員名簿

No	選出区分	所属団体等の名称 及び役職	氏 名
1	第1号委員 子どもの保護者	青葉保育園保護者代表	西濱 良太
2		豊栄保育園保護者代表	岸良 和幸
3		柏原保育園保護者代表	吉ヶ崎 大作
4		幼稚園保護者代表	新青木 ひとみ
5	第2号委員 学識経験者	社会福祉法人雪山福祉会 青葉保育園園長	吉留 祐子
6		社会福祉法人本城福祉会 柏原保育園園長	平野 兼弘
7		池之原小学校校長 (池之原幼稚園園長)	有馬 純一
8	第3号委員 子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	肝属地区障がい者基幹相 談支援センター センター長	小野 隆一
9	第4号委員 その他町長が必要と認める者	東串良町副町長	畠中 勇一郎
10		東串良町民生委員協議会	古屋敷 哲夫
11		東串良町民生委員協議会	北園 優子

3 用語集

数 字

1号認定子ども

満3歳以上で教育のみを必要とする児童。

2号認定子ども

満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。

3号認定子ども

満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

あ 行

育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合等、一定の事情がある場合には、子どもが最長2歳に達するまで休業期間を延長することができる。

ADHD

注意力の障がいと多動・衝動性を特徴とする行動の障がい。注意欠陥・多動性障がいと訳される。①注意力の障がい（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座っていられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れを伴うこともある。（→注意欠陥・多動性障がい）

LD

発達障がい的一种。学習環境の不備等とは関わりなく、一般知能は普通レベルにある者が、特定の能力の修得と使用に著しい困難を示すこと。計算だけができない、文章を読むだけができない、推論することだけができない、などのように、限定的なアンバランスさがみられる。(→学習障がい)

か行

学習障がい

発達障がい的一种。学習環境の不備等とは関わりなく、一般知能は普通レベルにある者が、特定の能力の修得と使用に著しい困難を示すこと。計算だけができない、文章を読むだけができない、推論することだけができない、などのように、限定的なアンバランスさがみられる。(→LD)

休日保育

日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために行われる。保育時間や利用料については、各自治体や保育所により異なる。

教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所をいう。

高機能自閉症

知的障がいを伴わない自閉症のことをいう。発達障がいの一つであり、知能指数が高い(おおむねIQ70以上)が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

子育て支援事業

児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等がある。

子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、仕事等の理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業(ショートステイ)と保護者の残業や変則勤務等の事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合等、生活指導等の面で困難となった場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業(トワイライトステイ)。

子ども・子育て支援新制度

2012(平成24)年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005(平成17)年には1.26となり、過去最低を記録した。2017(平成29)年は1.43となり、多少改善したが、少子化傾向は続いている。

さ 行

時間外保育事業(延長保育事業)

保育所において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業。

次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体及び事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。

児童

児童福祉法においては、18 歳未満の者を児童と定義し、1 歳に満たない者を「乳児」、1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

児童虐待

親が自分の子どもに対し、自分の思いどおりにならないとき等に折檻すること。極端な場合は食事を与えなかったり、過度の体罰を与えたりするなどして、死に至らしめることもある。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的としている。

児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障がい、非行等、子どもに関する様々な相談等に応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動等を行う。

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童に支給される。

児童福祉施設

児童福祉法に定める 11 種類の社会福祉施設で、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターを指す。

児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18 歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障がいの状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、又は母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は 18 歳未満の者であるが、一定の障がい者である場合は 20 歳未満の者も含まれる。なお、母（父）又は養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付や遺族補償等を受けることができるなどの場合は支給されない。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

推計児童数

過去における実績人口の動勢に基づいて算出される将来の児童数。

た 行

地域型保育事業

少人数の単位で、主に満 3 歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つをいう。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

注意欠陥・多動性障がい

注意力の障がいと多動・衝動性を特徴とする行動の障がい。①注意力の障がい（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れはほとんどみられない。（→ADHD）

特定教育・保育施設

市区町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

特定地域型保育事業

市区町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障がい種別にとられない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

な 行

乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設等が挙げられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備等、認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けているもの。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成 18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成 24）年 4 月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。

は 行

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥・多動性障がい等がこれに含まれる。

病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応や病気の児童の自宅に訪問する事業。①小学校 3 年生までの児童で病気の「回復期に至らない場合」で症状の急変が認められない場合に保育する病児対応型、②小学校 3 年生までの児童で病気の「回復期」で集団保育が困難な期間において保育する病後児対応型、③保育中の児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応する体調不良児対応型、④小学校 3 年生までの児童で、病気の「回復期に至らない場合」又は「回復期」で集団保育が困難な期間において児童の自宅で保育する非施設型（訪問型）の 4 類型により実施される。

ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。保育所や幼稚園への送迎や、保護者の病気や急用等の場合における一時預かり等がある。

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

保健所

地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき、地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査等の様々な業務を行っている。都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市又は特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市区町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

保健センター

住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設。設置主体は市区町村、特別区等。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。

母子保健法

母性の尊重、乳幼児の健康の保持増進を基本理念とし、保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付、医療援護等の母子保健対策について定めた法律。

や 行

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。

ら 行

利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用することができるよう、身近な場所で支援を行う事業。

量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

第2期
東串良町
子ども・子育て支援事業計画
《令和2年度～令和6年度》

令和2年3月

発行 東串良町 福祉課

〒893-1693

鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地

T E L 0994-63-3103

F A X 0994-63-3138
